

- 代表(1名), 副代表(2名)を互選により選出。
- 幹事(3名以内)は, 事務局(市)が作成する資料の確認等を行う。
- 総会等では原則議決(多数決)は行わず, 話し合いによる合意形成を重視。少数意見も尊重し, 協議会を運営。
- 地域間の提案内容の調整は基本的には想定せず(それぞれの地域からの提案はそのまま提案内容に盛り込む)。
- 地区ごとの課題等について, 必要に応じ専門部会を設置し, 総会と並行して協議。

長浜・御畳瀬・浦戸地域活性化協議会

- 目的(第1条)
人口減少への対応と地域振興による地方創生に向けたまちづくりを, 市民と行政の協働により進めるために, 市民発意による地域の振興策を協議, 検討し, 地域振興計画を策定する高知市に対し提案することを目的とする。
- 名称等(第2条第1項, 同第2項)
この会は, 「長浜・御畳瀬・浦戸地域活性化協議会」と称する。
本協議会における, 活動対象の範囲は, 長浜(横浜, 瀬戸, 横浜新町, 長浜蒔絵台を除く), 御畳瀬, 浦戸とする。
- 取組(第3条第1項)
協議会は, 第1条の目的を達成するために, 必要な次の取組を行う。
(1) 提案についての協議, 検討に関すること
(2) その他, 対象地域の人口減少への対応, 地域振興等に関する協議, 検討に関すること

